

令和4年12月2日

嬉野市議会
議長 辻 浩一 様

議会運営委員会
委員長 芦塚 典子

議会運営委員会報告書

令和4年第3回嬉野市議会定例会において付託された下記事件の調査結果を、嬉野市議会会議規則第107条の規定により報告する。

付託事件名 「各期の議会の会期日程等の議会運営に関する事項
及び議長の諮問に関する事項」

[調査理由]

令和4年2月に、嬉野市議会議員の改選選挙があり、新しい議員構成となり改めて議員の政治倫理の確立が求められている現状を鑑み、本市議会は特に、市長等及び議員の政治倫理に関する条例であり、その精査と運用は慎重を期すべきものであり、同様に議員の政治倫理に関する条例を詳しく制定している広島県廿日市市及び山口県下関市の調査を行った。

[調査概要]

広島県廿日市市及び山口県下関市の政治倫理条例の制定の経緯、運用方法及び運用に当たっての課題等について詳細な説明を受けた。

[調査1日目] 令和4年11月8日(火)13時30分～15時30分

[調査場所] 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

廿日市市役所議会棟全員協議会室

[対応者]

広島県廿日市市議会副議長	中島 康二 氏
広島県廿日市市議会議員	岡本 敏博 氏
同	大崎 勇一 氏
広島県廿日市市議会事務局長	村田 克己 氏

1. 廿日市市議会議員政治倫理条例制定の経緯及び運用方法について

平成 23 年に議会改革推進のため、議会運営委員会において「議員政治倫理条例」と「議会基本条例」の制定に向け、特別委員会を設置し協議をされた。特別委員会では、2 つの条例のうち、まず政治倫理条例を先行し、骨子案をまとめ約半年後、委員会発議として、全会一致で可決されている。

条例の主な内容

[政治倫理基準]

- ・市が行う許可、認可又は請負契約等に関し、特定企業、団体等のために有利又は不利な取り計らいをしない。
- ・政治的、道義的な批判を受ける行為及び寄付の受領をしない。
- ・職員の職務執行を妨げ、権限又は地位による影響力を行使してはならない。
- ・職員の人事に関し、特定者の推薦、紹介等をしてはならない。

[請負の遵守事項]

- ・議員の二親等以内の親族が役員をしている企業は、市発注の請負を辞退するよう努める。
- ・議員が資本金又はこれに準ずるものの 5 分の 1 以上を出資している企業も同様とする。
- ・議員が顧問料等、名目を問わず報酬を受領している企業も同様とする。

[運用規定]

- ・政治倫理基準の運用については、議員の正当な活動を制限しないよう留意する。
- ・請負の遵守事項に該当する議員は、責任をもって関係企業の辞退届を議長に提出する。
- ・辞退届の提出状況は公表する。

[審査会]

- ・条例に反する疑いがあると認められたときは、その行為を証する書類等を添えて、議員定数の 6 分の 1 以上の連署により、審査を請求できる。
- ・審査の請求があったときは、政治倫理審査会を設置し、審査内容の適否、不正の存否を審査する。
- ・審査会は原則非公開。

[議会の措置]

- ・議会は審査会の報告を尊重し、必要な措置を講ずる。
- ・辞職勧告を受けた議員は、辞職手続きをとるものとする。

[運用についての課題]

- ・資産公開を盛り込まなかった理由。

この条例は遵守事項を定め、運用と議会としての措置を規定したものである。個人情報等の問題もあり、別の条例で制定という手法もある。

- ・審査請求を市民にも与えるべき。また請求がひとりでもできるようにすべきではないか。地方自治法の陳情の規定を準用しながら様子を見たい。実際に運用してみないとわからない部分であり、見直し規定も設けている。

- ・審査会の審査を原則非公開としたのはなぜか。
審査の対象者が議員だけとは限らない。デリケートな問題や不測の事態等も想定できるので、初回の審査は、そういった問題を選別するために原則非公開としたが、委員の過半数の賛成で公開できる規定としている。

[調査日 2 日目] 令和 4 年 11 月 9 日(水) 13 時 30 分～15 時 30 分

[調査場所] 山口県下関市南部町1番1号 下関市役所本庁舎西棟 全員協議会室

[対応者] 下関市議会事務局 議事課長 中村 純一郎 氏
下関市議会事務局 庶務課 課長補佐 曾根 康孝 氏

1. 下関市議員政治倫理条例の制定の経緯及び運用方法について

平成 23 年 3 月、これまで下関市議会が取り組んできた議会改革をさらに進化させ、住民自治時代にふさわしい地方議会の在り方を探り、市民に開かれた市民とともに歩む議会を確立するために、「議会基本条例立案に関する調査特別委員会」を設置されている。特別委員会設置後、自主勉強、先進地視察、毎月の委員会及び研修会と4か月間開催し、パブリックコメントを実施し市民参加の説明会を開催されている。これと並行して、下関市議会基本条例第 19 条第 2 項の規定に基づき、市民に信頼される公正で開かれた民主的な市政の運営に貢献することを目的として、下関市議会議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図るため、下関市議会基本条例及び下関市議員政治倫理条例が、平成 24 年 3 月の第 1 回定例会で可決、4 月から施行されている。

内容として、議員が果たさなければならない最低限の責務について規定し、司法などの場に持ち出されなくても、疑惑を解明し、弁明するなら弁明し、責任や進退を明らかにするようという倫理の原点が示されている。

議員が常に遵守すべき具体的な倫理基準として次のような規定がある。

- ・市民の代表として、品位と名誉を損なうような行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと。
- ・市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、不正な金品の授受、強制、圧力をかける行為その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- ・市や関係団体が業者と契約する際、特定の企業、団体などとの不適切な関係の禁止。
- ・寄付などの禁止。
- ・市職員の公正な職務執行の妨げの制限。
- ・市職員の採用、人事等に関し、不当に関与しないこと。

また議員が遵守事項に違反している疑いがあると認められる場合、市民や他の議員が調

査を請求できる手続きも規定されている。

市議員の「兼業報告書」をホームページのほか、議会図書室でも閲覧ができる。

[運用についての課題]

- ・遵守の方法について、誓約書の提出と、兼業報告書を義務付けている。見直しは定期的に行う。
- ・資産公開制度が必要という意見があり、取入れを検討したが、自治体では政治倫理条例で取り入れているところは少なく、また制度の仕組みや運用方法を検討できなかった。議員の資産公開制度は今後検討事項である。
- ・市との請負契約に関する努力事項は、職業選択の自由を制限してしまうことや立候補の障害となってしまう可能性があることや、市との取引を自粛して地域経済の停滞を招くという懸念があるが、市民の議員を見る目は厳しくなっており、欠かすことのできない条文である。
- ・議員が自治連合会長に就任することについては、様々な意見があり結論を出していない。

[委員会の意見]

市議会議員等の政治倫理条例策定について、嬉野市においては平成21年6月、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員を対象として嬉野市政治倫理条例が制定された。廿日市市においては平成23年9月に廿日市市議会議員政治倫理条例が、下関市においては平成24年3月に下関市議員政治倫理条例が制定され、同時期に全国の各市町において政治倫理条例が制定されている。政治倫理条例の制定は、昭和58年大阪市堺市で初めて制定され、平成4年、資産公開法が制定され、平成8年度末までにすべての市町村に条例が制定されている。条例内容の概要については、①政治倫理基準、②請負基準、③資産公開、④住民の調査請求、⑤政治倫理審査会、⑥問責制度の6項目のうち全部または一部規定されている。全国では、議員を対象とした条例だけを制定している団体が259団体で、議員及び市長等の両方を対象にした条例を制定している団体は92団体である。政治倫理基準については3市とも同じく議員や市長等に対して一定の行為を禁止し、その遵守を求めるものである。請負等の制限については、地方自治法において請負をすることを禁止する旨を明文している。下関市並びに廿日市市は2親等以内の親族もしくは同居の親族を取締役としている法人等という規定をし、契約締結辞退を求めている。嬉野市において市工事等に関する遵守事項については、2親等を外した経緯があり再度検討すべき事項である。資産公開については、この条例は制度そのものの周知と議会としての措置を規定したもので今後検討すべき課題である。④審査会への住民の請求に関しては、当議会では、市民からの請求のみ定めており、議員からの審査請求は定めていない。廿日市市では令和元年に大型買収事件があり、2名の議員が関係しており、議員自ら律することが必要ということで、議員からの請求のみの審査請求であった。下関市においては、調査請求の手続きにおいては選挙権を有する市民からと議員からと両方からの審査請求権がある。当条例においては、議員からの審査請求は盛り込んでいないので、この点は今後審議すべき事項

である。このほか、廿日市市は大型買収事件後、議員の長期欠席に対し、議員報酬の減額等また、議員が刑事事件の被疑者等として逮捕勾留された場合は議員報酬の一時差し止め等盛り込んであった。下関市においては誓約書の提出がすべての議員に課されており、法人等に対する出資金や法人等からの報酬の額や住宅又車両の提供を受けているときは、取締役とみなすというより厳しい条文を設けてあり、議員自らを律するためより細かな条例を制定しているという経緯であった。本議会においても、本市政治倫理条例において、再考並びに精査し議員として自らを律するため議会における今後の重要な審議事項になると考えられ、今回の調査で貴重な教示を得た。